

日本年金機構からのお知らせ

〇令和3年度の算定基礎届事務講習会は、会場へお集まりいただくことに代えて、日本年金機構ホームページに掲載する資料及び動画を皆さまにご覧いただくことにより実施します。

資料及び動画は、5月下旬に日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」等よりアクセスできるページに掲載する予定です。「算定基礎届」の記載方法等、手続きの概要や取扱いの事例集等にもアクセスできますので、ご確認いただくようお願いいたします。

令和4年10月より段階的に、パート・アルバイト等の加入義務の対象が拡大します

現在、501人以上規模の企業で勤務する週の所定労働時間が20時間以上など一定の要件を満たす方は、パートタイマー・アルバイト等の方であっても、被保険者（短時間労働者）となります。

令和4年10月からは、101人以上規模（令和6年10月からは51人以上規模）の企業に勤務するパートタイマー・アルバイト等の方も、一定の要件を満たす方は、被保険者（短時間労働者）として適用することになります。

大型連休に伴う届書の提出についてのお願い

例年、5月の連休の前後は年金事務所窓口の混雑や各種届書の提出が集中します。迅速な対応に努めてまいります。以下の2点にご理解・ご留意いただきますようお願い申し上げます。

- ①連休前に受け付けた届書は、健康保険被保険者証の到着までに日数を要することがあります。
- ②届書を提出いただく時期によっては、翌月の保険料告知額に反映できず、翌々月の反映となる場合があります。

令和3年4月から外国人脱退一時金の支給対象期間の上限が見直されました

厚生年金保険または国民年金に6月以上加入している短期在留の外国人の方が、日本から出国後に請求することができる脱退一時金の支給額は、日本の年金制度の加入期間に応じて計算されます。今般の法律改正により、令和3年4月以降、支給額計算の対象となる加入期間の上限が、**3年（36月）から5年（60月）**に引き上げられました。

- ・加入期間が**令和3年4月以降**もある場合 ⇒ **5年**を上限として支給額を計算します
- ・加入期間が**令和3年3月以前のみ**の場合 ⇒ **3年**を上限として支給額を計算します

※脱退一時金には一定の支給要件があります。

国民年金第3号被保険者が海外に転出したときは・・・

昨年4月より、国民年金第3号被保険者の加入要件に、原則として国内に居住していること（国内居住要件）が追加されたため、次のいずれかの手続きが必要です。

海外転出した（日本国内に住民票がない）とき

- ▶原則として第3号被保険者資格を喪失します。
- ▶国民年金第3号被保険者関係届により、第3号被保険者でなくなったことの届出を提出します。
- ※日本国籍の方は任意で国民年金に加入することができます。

国内居住要件の例外（海外特例要件）に該当するとき

- ▶留学生や海外赴任に同行する等の日本国内に生活の基礎がある（海外特例要件）と認められるときは、引き続き第3号被保険者になります。
- ▶国民年金第3号被保険者関係届に必要な書類を添付し提出します。

*詳しくは、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）をご確認ください。

◆年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生年金及び国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、会社の事業主や市町村等からの推薦により厚生労働大臣が委嘱します。活動範囲により、「職域型」と「地域型」の2つに区分され、「職域型」は主に適用事業所内、「地域型」は自治会などの地域において活動していただいております。**年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ、年金委員の推薦をお願いいたします。**

※詳しくは、最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

◆年金相談の時間延長と週末相談のご案内

山口県内の各年金事務所では、年金相談の時間延長と週末相談を行っています。

□ 平日（休日明けを除く） 8：30～17：15

■ 月曜日（休日明けの初日） 8：30～19：00

⇒5月6日、10日、17日、24日、31日

■ 週末相談日（第二土曜日） 9：30～16：00

⇒5月8日

令和3年5月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	⑧
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

※山口県内の各年金事務所・**防府年金相談センター**（山口年金事務所管理）では、**窓口の一部を予約制**にしています。

予約の申し込みは「**予約受付専用電話**」へ！！ **0570-05-4890**

予約受付専用電話に繋がらない場合は、各年金事務所（下記及び出張相談所開設のご案内の電話番号）までお問い合わせください。 ・山口年金事務所（予約 ☎ 083-922-5660）

◆出張相談所開設のご案内

日	時	会 場	管轄年金事務所
5月18日（火）	10:00～16:00	【予約制】 豊浦総合支所 ☎083-772-4023	下関年金事務所 (☎083-222-5587)
5月27日（木）	10:00～16:00	【予約制】 豊北総合支所 ☎083-782-1922	
5月28日（金）	10:00～16:00	【予約制】 豊田総合支所 ☎083-766-2180	
5月12日（水）	9:30～15:30	【予約制】 光市役所	徳山年金事務所 (☎0834-31-2152)
5月20日（木）	10:00～16:00	【予約制】 田布施町役場	
5月26日（水）	9:30～15:30	【予約制】 下松市役所	
5月12日（水）	9:30～15:30	【予約制】 美祢市民会館	宇部年金事務所 (☎0836-33-7111)
5月13日（木）	10:00～16:00	【予約制】 柳井市役所	岩国年金事務所 (☎0827-24-2222)
5月18日（火）	10:00～16:00	【予約制】 周防大島町久賀総合センター	
5月27日（木）	10:00～16:00	【予約制】 柳井市役所	
5月13日（木）	10:00～15:00	【予約制】 長門市役所	萩年金事務所 (☎0838-24-2158)
5月19日（水）	10:00～12:00	【予約制】 萩市役所田万川総合事務所	
5月27日（木）	10:00～15:00	【予約制】 長門市役所	

出張年金相談は、【予約制】となっていますので、事前に管轄年金事務所へ電話で予約をお願いします。

なお、下関年金事務所管内の出張相談の予約については、各総合支所へ電話で予約をお願いします。

※相談にお越しの際には、**年金証書**、**振込通知書**、**年金手帳**や**健康保険被保険者証**などの、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。本人以外の方が相談される場合には、本人からの**委任状**とお見えになる方の本人確認ができる**証明書**（運転免許証等）が必要です。